

## 死刑執行に抗議する会長声明

- 1 2018年7月6日、東京拘置所において3名、大阪拘置所において2名、広島拘置所において1名、福岡拘置所において1名の合計7名に対して死刑が執行され同月26日、東京拘置所において3名、仙台拘置所において1名、名古屋拘置所において2名の合計6名に対して死刑が執行された。当会は、再三にわたり、死刑執行に抗議をしてきたが、またも死刑執行がなされたことに対し、強く抗議する。
- 2 日本弁護士連合会は、2016年10月7日、第59回人権擁護大会において、「日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであること。」等を内容とする宣言を採択し、政府に対し、死刑廃止を目指すことを求めるとともに、日本弁護士連合会としても、死刑廃止に向けた取り組みを進める旨表明している。
- 3 また、国際的にみても死刑廃止はその趨勢であり、2017年12月現在、法律上及び事実上の死刑廃止国は、世界の中で3分の2以上を占めている。このように、すでに、全世界の多くの国において死刑の執行はなされていない。

そして、死刑の執行を繰り返している日本に対し、国連の自由権規約委員会、拷問禁止委員会及び人権理事会は、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討するべきであるとの勧告を出し続けており、今回の死刑執行に対しても、諸外国から批判や懸念が示されているところである。
- 4 当会は、これまでも死刑執行に対し、抗議をしてきたところであるが、今回も短期間のうちに、かつ、一度に複数人の死刑執行が繰り返されたことに対し、強く抗議し、直ちに死刑執行を停止し、死刑廃止に向けての全社会的議論を開始することを求める。

2018年（平成30年）8月20日

青森県弁護士会

会長 岩谷直子